

## 施術所 開設に必要な書類

開設後 10 日以内に届出

提出書類		部数	注意事項
施術所開設届【第1号様式】		2	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律と、柔道整復師法、それぞれの様式があります。 保健所生活衛生課の窓口で配布しています。 また、区のホームページからダウンロードできます。
添 付 書 類	業務に従事する施術者の免許証の写し	2	本証を持参してください。(原本照合のため)
	平面図	2	施術室及び待合室の別と床面積、施術室の外気開放面積(または換気装置)とその位置、及び、消毒設備の位置を記入してください。
	定款の写し及び 登記事項証明書 開設者が法人の場合	2	登記事項証明書について、うち1部は写しでもかまいません。

## 施術所 変更等の手続に必要な書類

変更後 10 日以内に届出

提出書類		部数	変更事項
施術所開設届出事項の変更届【第2号様式】		2	
添 付 書 類	不要	-	・施設名称 ・開設者(個人)の住所及び氏名 ・業務の種類(あん摩マッサージ指圧・はり・きゆうを行う施術所のみ)
	登記事項証明書(うち1部は写しで可)	2	・開設者(法人)の名称及び主たる事務所
	平面図		・構造設備
	新たに業務に従事する施術者の免許証の写し(本証持参)		・業務に従事する施術者

施設の移転や、開設者が変更となる場合は、既存の施術所を廃止し新規開設手続が必要です。事前にご相談ください。

その他、施術所を廃止・休止・再開した場合は、廃止・休止・再開後 10 日以内に「施術所廃止届」・「施術所休止届」・「施術所再開届」(各 2 部)を提出してください。